

事務連絡  
平成 29 年 3 月 27 日

介護サービス事業所 各位

今治市健康福祉部  
高齢介護課長

### 在宅の高齢者に対する理容・美容サービスの積極的な活用について

このことについて、愛媛県より別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

#### 【通知概要】

- 1 介護保険法に基づく訪問介護サービスの「身体整容」としての理容・美容サービスについて訪問介護員の資格を有する理容師、美容師が、指定訪問介護事業所の訪問介護員として、「身体整容」の範囲内で理容又は美容を行うことが可能です。この場合、訪問介護（ホームヘルプ）としての介護報酬を受けるため、出張理容又は出張美容にかかる費用を別途徴収することはできないことに留意願います。
- 2 介護保険法に基づく訪問介護サービスの前後に介護保険外のサービスを実施する理容・美容サービスについて訪問介護サービスとは明確に区分を行い、訪問介護の前後に、介護保険とは別のサービスとして出張理容・出張美容を行うことは可能です。この場合、訪問介護サービスを行う者が、理容師又は美容師の免許を有することが前提であり、出張理容又は出張美容にかかる料金を介護保険サービスと別に受け取るものであることに留意願います。